

和歌山大学クロスカル教育機構保健センター規則

制 定 平成16年 4月 1日

法人和歌山大学規程第 69号

最終改正 平成30年12月21日

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山大学クロスカル教育機構保健センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、保健管理に関する専門的業務を統一的に行い、和歌山大学（以下「本学」という。）における学生及び職員の心身の健康の保持増進を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 保健管理に関する実施計画の企画、立案
- (2) 定期及び臨時の健康診断とその事後措置
- (3) 入学者選抜時の健康管理
- (4) 健康相談
- (5) 精神衛生相談及び助言
- (6) 環境衛生及び伝染病の予防に関する指導
- (7) 救急措置
- (8) 保健管理に関する調査研究
- (9) その他保健管理に関する専門的業務

第4条 削除

第5条 削除

(組織)

第6条 センターは、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 専任教員
- (4) 看護師又は保健師
- (5) その他の職員

2 センターは、カウンセラーを委嘱し、配置することができる。

(センター長等)

第7条 センター長及び副センター長は、本学の専任教員の中から、役員会の議を経て、学長が任命する。

2 センター長及び副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長又は副センター長に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専任教員)

第8条 専任教員は、センターの専門的業務を処理する。

2 センターの専任教員は、医師をもって充てる。

(学校医)

## 保健センター規則

第9条 センターに、学校医を置く。

- 2 学校医は、保健管理に関する専門的業務を行う。
- 3 学校医は、センターの専任教員をもって充てる。

(運営委員会)

第10条 センターには、必要に応じて運営委員会を置く。

- 2 運営委員会に関する事項は、センター長が別に定める。

(事務)

第11条 センターの事務は、学生支援課において処理する。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行後における所長は、任期途中の者にあつては施行日前日の者とし、その任期は、平成17年3月31日までとする。

附 則 (平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1122号)

この改正規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1310号)

- 1 この改正規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行後に最初に任命される副所長の任期は、平成25年3月31日までとする。

附 則 (平成26年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1511号)

この改正規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月10日一部改正：法人和歌山大学規程第1556号)

この改正規則は、平成26年9月10日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1963号)

この改正規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月21日一部改正：法人和歌山大学規程第2094号)

この改正規則は、平成31年1月1日から施行する。